

さばえミライ保育士応援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鯖江市内の保育所等に正規職員として就労する意思表示をした保育士等の人材確保および定着を図るため、さばえミライ保育士応援金（以下「応援金」という。）を交付することに関して、鯖江市補助金等交付規則（昭和56年鯖江市規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所等 次に掲げるいずれかに該当する施設をいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所（法第35条第3項および第4項の規定により設置された保育所）

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項の規定による認定を受けた保育所型認定こども園

ウ 認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

エ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（認定こども園法第3条第1項または第3項の認定を受けたものおよび同条第11項の規定による公示がなされたものを除く。）

オ 法第6条の3第10項に規定する小規模保育所

(2) 保育士等 次に掲げるいずれかに該当する者をいう。ただし、学童保育に従事する者を除く。

ア 法第18条の4に規定する保育士

イ 認定こども園法第15条第1項に規定する保育教諭

ウ 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第2条第1項に規定する教育職員（幼稚園で勤務する者に限る。）

(3) 正規職員 次に掲げるいずれかに該当する者をいう。

ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条の規定により各保育所等が作成する就業規則で定められている常勤の従事者が勤務すべき時間就労し、雇用期間の

定めない者

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員で、任期の定めがなく常時勤務する者

（4） 指定保育士養成施設 法第18条の6第1号に規定する都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設をいう。

（応援金の額）

第3条 応援金の額は、次に掲げるとおりとする。

（1） 短期大学および専門学校に在籍している場合 15万円

（2） 大学に在籍している場合 30万円

2 応援金の交付は、対象者1人につき1回限りとする。ただし、前項第2号に該当する場合には、1回当たり15万円とし、2回を上限とする。

（応援金の交付対象者）

第4条 応援金の交付対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

（1） 鯖江市および民間事業者が運営する市内の保育所等において就労する意思表示をし、かつ、指定保育士養成施設を卒業した翌日から1年以内に正規職員の保育士等として雇用され、3年以上継続して勤務する意思がある者

（2） 応援金の交付を申請する日において6か月以上鯖江市に在住する者または指定保育士養成施設入学前に鯖江市に通算して1年以上在住したことがある者

（交付申請）

第5条 応援金の交付を受けようとする者は、さばえミライ保育士応援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、卒業年度の10月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、大学に在籍する者は、1回目の申請を3年生時の10月末日までに行うことができる。

（1） 指定保育士養成施設に在籍することが確認できる証明（学生証等）の写し

（2） 応援金の振込先の口座番号および名義人が確認できる通帳等の写し

（3） 市外に在住する者に限り、鯖江市に在住していたことが分かるもの（戸籍の附票の写し等）

（4） 誓約書兼同意書（様式第2号）

（応援金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、応

援金の交付の可否を決定し、さばえミライ保育士応援金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、応援金の交付を決定した日から40日以内に応援金を交付するものとする。

（応援金の返還等）

第7条 市長は、応援金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、さばえミライ保育士応援金交付取消決定通知書（様式第4号）により交付を取り消し、既に交付した応援金の全部または一部の返還を命ずることができる。

（1） 指定保育士養成施設を卒業した翌日から1年以内に正規職員の保育士等として雇用されなかったとき。

（2） 応援金の対象者である保育士等が、正規職員として雇用された日から3年（病気休暇、育児休業などの特別な休暇期間を除く。）を経過せずに離職し、または非正規職員となったとき。ただし、健康上の理由、災害等のやむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

（3） 応援金の申請が、偽りその他不正の手段によるものであったとき。

2 前項の規定により応援金の返還を市長から求められた者は、離職し、または非正規職員となった日の属する月の翌月から1年以内を限度に、市長が定める期日までに応援金を返還しなければならない。

3 前項の規定により返還が生じた場合の返還額は、次のとおりとする。

（1） 第1項第1号および第3号に該当する場合 全額返還

（2） 勤務から1年未満の場合 全額返還

（3） 勤務から2年未満の場合 交付した応援金の3分の2

（4） 勤務から3年未満の場合 交付した応援金の3分の1

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。